

公益財団法人岩手県学校給食会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岩手県学校給食会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校の教育活動の一環として実施される学校給食並びに幼稚園、認定こども園、保育所及びその他の児童福祉施設（以下「幼稚園等」という。）において実施される給食について、その充実向上を図ることにより、食育の推進に寄与し、もって現在及び将来の児童生徒及び園児の心身の健全な発達と豊かな人間性を育むことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全で適正な価格による学校給食用物資及び幼稚園等の給食用物資の安定的な調達及び供給に関する事業
- (2) 学校給食及び幼稚園等の給食の充実向上による食育の推進に関する事業
- (3) 学校給食用物資及び幼稚園等の給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岩手県内において行うものとする。

(業務執行の基本原則)

第5条 本会の事業の遂行に当たっては、公益財団法人岩手県学校給食会の業務運営に関する指針及び公益財団法人岩手県学校給食会業務方法書に則り、事業を公正かつ適正に運営し、社会的信用の向上を図るものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の区分)

第6条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産に区分する。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表に掲げる財産及び理事会で基本財産とすることを決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 本会は、基本財産を、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 本会の事業遂行上やむを得ないと認められる理由があるときは、評議員会及び理事会において議決に加わることでできる評議員及び理事の3分の2以上の決議を経て、基本財産の一部の処分若しくは担保の提供又は基本財産からの除外を行うことができる。

(財産の管理及び運用)

第8条 財産の管理及び運用は、理事会の決議により別に定める公益財団法人岩手県学校給

食会財産管理運用規程に基づき、会長が行うものとする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本会の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業計画及び収支予算が成立しないときには、会長は、理事会の決議に基づき事業計画及び収支予算が成立する日まで前年度に準じて事業の執行及び予算に係る収入又は支出をすることができる。

3 前項の事業の執行及び予算に係る収入及び支出は、新たに成立した事業計画及び収支予算の収入及び支出の一部とみなす。

4 第1項の事業計画書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに岩手県知事に提出しなければならない。

5 会長は、第1項の事業計画書等を変更しようとするときは、同項と同様の手続きを行わなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 本会の計算書類(貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)をいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書(以下「計算書類等」という。)については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が作成し、監事の監査を受け、通常理事会及び定時評議員会において、承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に岩手県知事に提出しなければならない。

3 本会は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる総評議員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益財団法人岩手県学校給食会会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成18年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公

益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第15条 本会に、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長、2名を副評議員長とする。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員、監事及び事務局職員から各1名並びに次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 前項の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 本会又は関係団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 前2号のいずれかに該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者(以下「候補者」という。)は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に候補者を推薦する場合には、候補者に係る次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員選定委員に説明しなければならない。

(1) 経歴

(2) 候補者とした理由

(3) 候補者と本会並びに理事、監事及び評議員との関係

(4) 兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、評議員選定委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、評議員選定委員会の運営の細目については、理事会の決議により別に定める公益財団法人岩手県学校給食会評議員選定委員会運営規程による。

8 評議員長及び副評議員長は、評議員会で選任する。

9 評議員は、本会の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

10 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出るものとする。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任又は任期の満了した後、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員には、各年度の総額が39万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める公益財団法人岩手県学校給食会役員等の報酬等に関する規程（以下「報酬等規程」という。）に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、報酬等規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第19条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 報酬等規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画書等の承認
 - (5) 各事業年度の計算書類等の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財差の処分又は除外の承認
 - (9) 公益目的取得財産残額の贈与
 - (10) 理事会において評議員会に付議する事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項又はこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、一般社団・財団法人法第191条の規定に基づく決議については、この限りでない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、開催の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長等)

第24条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 副評議員長は、評議員長を補佐し、評議員長に事故あるとき、又は欠けたときは、評議員会があらかじめ定める順位により、その職務を代行する。

(定足数)

第25条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがあるものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の議決を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める公益財団法人岩手県学校給食会評議員会運営規則に定めるところによる。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員の種類及び定数)

第31条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出るものとする。

(役員を選任等)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長の指揮の下に本会の業務を執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事の権限は、理事会の決議で別に定める公益財団法人岩手県学校給食会職務権限規程により、本会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、請求をした日から5日以内に、当該請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある場合において、それらの行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときに、その理事に対し、それらの行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任又は任期の満了した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第36条 理事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることでできる評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第37条 理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲で、報酬等規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、報酬等規程による。

(取引の制限)

- 第38条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、一般社団・財団法人法の規定による。

(責任の免除)

第39条 本会は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第40条 本会に、任意の機関として、任期を定めて顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に答え、会長に意見を具申すること。
- (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 参与は、会長から指示された特定の課題等を達成するため、その職務を行う。

4 顧問は学識経験者のうちから理事会において選任し、参与は会長が特定の課題等を解決できる知識と経験等を十分有すると認める者に委嘱する。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

6 参与の職務執行の対価及びその職務を行うために要する費用は、公益財団法人岩手県学校給食会準職員就業規則に定める非常勤専門職員に係る賃金等の例による。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第41条 本会に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人である事務局長の選任及び解任
- (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (5) 第39条に定める責任の免除

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第34条第5号の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び同項第4号の規定により監事が招集する場合については、この限りでない。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は同項第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第47条 この定款に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数でこれを決するものとする。

(決議の省略)

第48条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第33条第5項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第51条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める公益財団法人岩手県学校給食会理事会運営規則に定めるところによる。

第5章 定款の変更等

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数に当たる決議を経て変更することができる。第3条、第4条及び第16条の規定についても、同様とする。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、岩手県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく、その旨を岩手県知事に届け出なければならない。

(解散)

第53条 本会は、法令で定める事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 本会が、公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 報酬等規程
- (6) 事業計画書等
- (7) 計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧、謄写又は電磁的記録である複製物の交付については、法令の定めによるほか、次条第2項の公益財団法人岩手県学校給食会情報公開規程によるものとする。

第7章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第58条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める公益財団法人岩手県学校給食会情報公開規程による。

(個人情報保護)

第59条 本会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める公益財団法人岩手県学校給食会個人情報保護規程による。

(業務上の秘密保持)

第60条 本会の理事、監事、評議員、顧問、参与及び使用人並びにその職にあった者は、その職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(細則)

第62条 本会の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

基本財産（第6条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 数 量 等
1 第2項の基本財産（固定資産）	
(1) 土地	3,850.320 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
(2) 建物	
ア 本館	790.947 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
イ 常温倉庫	400.000 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
ウ 冷凍庫	110.639 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
エ 低温倉庫	176.840 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
オ プレハブ冷凍庫	65.260 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
カ プレハブ冷凍庫	24.900 m ² 盛岡市流通センター北一丁目 12 番 1 号
(3) 定期預金	株式会社岩手銀行 2 百万円